



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

馬場園 政信さま

(ばばぞの まさのぶ)

当社のモットーは信念、創意、先進、環境、そして感性であります。それは、馬場産業という社名にも、当社の企業姿勢として表されています。現在主軸となっている製造業(鉄工)という概念を超えた産業界への広がり。つまり、私たちの暮らしを支えるあらゆる分野への展開であります。今ある技術と実績を礎に、夢と可能性をカタチにしていきます。今後とも、皆様のご支援に応えるべく、懸命の努力をいたす所存でございます。

お客さま紹介

馬場産業株式会社

◎会社概要

設立は昭和48年4月、愛知県安城市本店。

資本金1,000万円、従業員数150名。

工作機械の部品製造から始まり子供服の販売、

駄菓子の販売(名称メルヘン)、そしてスパ、エステサロンと

新規事業を発足中で現在に至る。

朝日担当者

代表社員

稲垣 雄大



◎得意分野(商品紹介等)

大型マシンの設備により工作機械ベットという工作機械の土台となる機械を製造しています。半導体機械部品、液晶、ロボット部品等の加工もしています。常に高精度な製品を造るために、工場内の室温を一定に保つなど空調にも配慮しています。持てる技術を最大限に引き出すために、積極的に設備投資を行い、累積投資額は数十億円にも及んでいます。

また、「今ある技術と実績を礎に、夢と可能性をカタチに」していく第一歩として、昭和63年に衣料事業部、駄菓子事業部を発足致しました。

さらに、平成17年12月14日には名古屋市中区栄に2億円を投資して新事業部スパ、エステサロンも発足致しました(名古屋市中区栄三丁目27-18 ブラザー栄ビル6F)。そして、そのスパ、エステサロンには、最新鋭の設備を備えて、お客様に満足して頂けるように頑張っているところです。

馬場産業株式会社が運営している駄菓子事業部門メルヘンのホームページを載せました。是非一度覗いてみてください。URL:<http://www.marchen.co.jp/>

話題の言葉

MBO【management buy-out】とは企業買収手段のひとつで、経営陣や従業員が、金融機関や投資ファンドなどから資金援助を受けるなどして、経営権を取得するものです。

親会社の子会社を売却する場合は、売却後の取引関係の維持や買い戻しの可能性を考慮して、子会社の全株式を手放さず、親会社が株式の一部を保有することもあります。

また、近年では上場企業の経営者が、将来的な敵対的買収の防止や、株主の意向を気にせず大胆な経営を行うことなどを目的に実施し、株式の非公開に踏み切るケースも出てきています。(佐藤)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (不動産賃借の取扱い)

当社は、東京支店の開設に伴い、従業員の社宅を賃借することになりました。そのため社宅のオーナー等に下記の費用を支払いました。それぞれについて、法人税法上の取扱いを教えてください。

- ①保証金60万円(退去時に40%償却の契約。契約期間は2年で更新料の支払いはなし)
- ②礼金10万円 ③仲介手数料10万円

Answer

建物を賃借するために支出する権利金等の費用は、法人税法上の繰延資産に該当します。御社の場合、①保証金60万円×40%+②礼金10万円=34万円がこれに該当し、20万円以上であるため、5年で月割償却することになります。③の仲介手数料10万円は、支出時の損金として処理することができます。

解説



①保証金と②礼金の取扱い

税法上、繰延資産に該当する費用として、「資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用」が掲げられています。したがって、社宅の賃貸借契約に伴い支払った金銭のうち、返還されない部分は、この繰延資産に該当することになります。

ご質問のうち「保証金」は、原則として解約時には返還されるものです。ただし、「償却」の名目で、預けた保証金のうち一定割合が返還されない契約もあります。その場合の返還されない部分の金額は、税務上は繰延資産に計上し、所定の期間で均等償却していくこととなります。

次に「礼金」は、建物等の賃借時に慣習的に支払われるものであり、いったん支払われると解約時に返還されることはありません。したがって、税務上は繰延資産に計上し所定の期間で均等償却していくこととなります。

さて、この場合の償却期間ですが、原則として5年とされています。ただし、賃借期間が5年未満の場合で、かつ、契約更新時に再び更新料等の支払いを要することが明らかであるときは、その期間で償却することになっています。

もっとも、繰延資産として支出する金額が、一契約につき20万円未満である場合には、その支出事業年度において損金経理をすれば、損金算入が認められます。

したがって、御社の場合、礼金10万円と保証金のうち返還されない部分の24万円(=60万円×40%)の合計34万円を繰延資産として計上することになります。20万円以上であるため、支払時に一括経費処理することはできません。そして、更新料の支払いは不要のため、契約期間の2年ではなく、5年で月割償却することになります。なお、返還される36万円については繰延資産には該当しませんが、当然、資産計上することになります。

③仲介手数料の取扱い

建物の賃借に際して不動産業者に支払う仲介手数料は、その支払った日の属する事業年度の損金に算入することができます。

したがって、御社の場合、仲介手数料10万円については一時の経費として処理することができます。

根拠条文等

法人税法 第32条(繰延資産の意義)

法人税法施行令 第14条(繰延資産の範囲)

法人税法基本通達 8-1-5(資産を賃借するための権利金等)など